

せたがや産業創造プラットフォーム
(SETAGAYA PORT)
構築運営業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和 7 年 2 月 7 日

世田谷区

内容

1	業務概要	2
(1)	契約予定件名	2
(2)	目的	2
(3)	履行期間	2
(4)	履行場所	2
(5)	業務内容	3
(i)	せたがや産業創造プラットフォーム (SETAGAYA PORT) の構築運営	3
(ii)	各種プロジェクトの実施	4
(iii)	ソーシャルマッチング事業の実施 (テーマ共創型)	4
(iv)	その他	5
2	提案限度額	5
3	プロポーザル方式を採用する具体的理由	5
4	プロポーザルに参加できる者の資格	5
5	説明書の交付期間、場所及び方法	6
6	参加表明書等の提出期限、提出先及び方法	6
7	提案書の提出者を選定する基準	7
8	提案書の提出期限、提出先及び方法	7
9	提案書に求める内容	7
10	説明書の受領、参加表明書及び提案書の提出先など	8
11	提案書を特定するための評価基準	8
12	審査方法について	10
13	質問について	10
14	今後のスケジュール (予定)	11
15	その他	11

せたがや産業創造プラットフォーム（SETAGAYA PORT）
構築運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

（１）契約予定件名

せたがや産業創造プラットフォーム（SETAGAYA PORT）
構築運営業務委託

（２）目的

世田谷区を取り巻く社会経済状況は、デジタル化の進展やSDGsの理念の広がりや新型コロナウイルス感染症の拡大などにより大きく変化したことを踏まえ、経済的な成長のみならず、非経済的価値の重要性も踏まえた持続可能な発展に向け具体的なアクションの指針として、令和6年3月に「世田谷区地域経済発展ビジョン」を策定した。

「世田谷区地域経済発展ビジョン」の実現においては、区だけでなく、事業者や区民が協働し、「世田谷ワークスタイル」や「せたがやビジネスモデル」などについて地域経済を担う様々なステークホルダーにより創出していくことが重要である。そこで、区内の多様な企業・スタートアップ・フリーランス・プロボノ※・大学・金融機関など異業種により構成される産業創造プラットフォームを構築し、地域経済を活性化する新たな事業の実施や、地域及び社会課題の解決に向けたソーシャルビジネスや持続可能な地域経済事業を担う社会起業家を育成、今後の地域経済を担う産業人材交流の促進を本業務の目的とする。

※プロボノ：各分野の専門家が職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献する方

（３）履行期間

契約の日（令和7年4月上旬頃）から令和8年3月31日まで（予定）

※良好な履行状況及び予算配当を条件として、単年度ごとに令和9年度まで随意契約を締結する予定がある。

（４）履行場所

経済産業部経済課 ほか

(5) 業務内容

(i) せたがや産業創造プラットフォーム (SETAGAYA PORT) の構築運営

地域経済のステークホルダーである区内企業・スタートアップ・フリーランス・プロボノ（会社員など）・大学・金融機関などの中で、10年後の地域経済を支える層（20代～40代を想定）を中心とした様々な業種の人材を集めるためのプラットフォーム（SETAGAYA PORT）を運営すること。運営にあたっては、会員登録機能と連携した特設WEBサイト（以下、「サイト」という。）を構築活用すること。プラットフォームへの会員登録を進めるとともに、オンライン・オフラインでコミュニケーションの場を運用し、地域経済の活性化や社会課題を解決するビジネス・事業や起業家の育成に向けたプロジェクトを生み出す取組を推進すること。また、会員登録の仕組みにおいては、個人からの登録だけでなく法人単位での登録機能を付けるようにすること。

<サイトの運営>

- ・プラットフォームの名称やキービジュアル、タイトルを作成し、ターゲットとする区民・事業者効果的にPRすること。
- ・プラットフォームの各種イベントにおける告知やプロジェクトの内容など、バナーデザインも実施しながら、当該サイトに掲載すること。
- ・多言語対応を意識すること。

<会員登録・情報発信・コミュニケーション機能>

- ・会員登録機能は一般的に広く認知されているオンラインコミュニティツール（「LINE」等）を活用し、幅広い対象にリーチできるようにすること。また、会員の職業、年齢といったステータスを収集できる仕組みを構築すること。
- ・各種イベントや本事業で実施するプロジェクト等の内容をSNS (Instagram 等) により配信すること。
- ・オンラインツール等を活用したコミュニティ及び実施するイベント等を経て、事業者間で具体的な企画などが提案された場合は、チームコミュニケーションサービス（「slack」等）を活用し、コミュニケーションの場を提供すること。

<運営事務局機能>

- ・行政の取り組みを理解し、常時プラットフォーム内の交流を促進できる体制を維持すること。
- ・上記各種ツールを活用した、会員登録に係る案内、コミュニティの活性化に向けた提案・調整などを実施すること。また、プラットフォームメンバー同士の交流促進や企業、事業者とのヒアリングなどを目的とした業務の遂行を実施す

ること。

- ・会員登録の件数、プロジェクトの推進状況、会員や区民・事業者等からの問い合わせなどについて取りまとめたものを、週1回程度電子資料にて報告すること。
- ・イベントの申込等を取りまとめる際には、イベント・コミュニティプラットフォームなどを活用し、申込みを行いやすい体制を構築すること。
- ・地域産業の活性化及び地域及び社会課題の解決に向けたソーシャルビジネスの点で、必要に応じて、世田谷区産業活性化拠点運営事業（旧池尻中学校跡地活用施設運営事業）と連携を図ること。

＜広報・ノベルティ＞

- ・プラットフォームの認知と理解を浸透させるため、SNS等のWEBメディアとポスター等を効果的に活用した広報を行うこと。
- ・SNSの活用等、適切な方法により、区民・事業者および関係するステークホルダーに対して、本事業に関わる広報活動を実施すること。
- ・専門・抽象的な表現は極力避け、誰にでもわかりやすい広報媒体を作成すること。
- ・広報の際は、多言語対応を留意し、実施すること。

（ii）各種プロジェクトの実施

区内事業者の課題とスキルをマッチングさせるプロジェクトを実施すること。オンライン及びオフラインを通じて、課題を持つ事業者・人と課題解決できるスキルを持つ人とのマッチングをサポートし、様々な手法や視点から課題にアプローチするプロジェクトを推進すること。

＜課題解決型プロジェクト＞

- ・世田谷区の抱える課題（教育、福祉、環境等）に関連したイベントの開催（オンラインでの開催も可）や事業を構築し、プラットフォームのメンバーや事業者等と協働し、それぞれのテーマの解決に繋がるアイデアを創出し、発信すること。必要に応じて、当課以外の所管と連携を図ること。

＜実証実験プロジェクト＞

- ・社会課題を解決するビジネスを実践するスタートアップやプラットフォームメンバー等と協働し、実証実験を実施すること。なお、必要に応じて、大学や区内企業等との連携も図ること。

（iii）ソーシャルマッチング事業の実施（テーマ共創型）

区内の企業、大学や団体等と協働して世田谷区が抱える地域課題について取

組を行い、結果を発信すること。その際、取組については公募するものとし、プラットフォームの構成員をプロボノ等として参画に努めること。

(iv) その他

- ・課題テーマや公募する地域課題テーマは、区と協議して決定するものとする。
- ・公募等の広く募集を行うプロジェクトや事業については、募集の仕方やプロボノ等の参画においては、区と協議の上、決定するものとする。
- ・世田谷区産業活性化拠点運営事業（旧池尻中学校跡地活用施設運営事業）と連携した事業の検討や事業の協力に努めること。
- ・これまでの本事業の方向性や取組を踏まえて、より効果的に継続性のある事業運営を展開すること。

2 提案限度額

28,418,000円（税込）

※この金額は将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

※本業務委託は、議会の議決を経て令和7年度当初予算の配当を条件として契約する。

※契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などには、この契約を変更又は解除することがある。

3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本件業務は、地域経済のステークホルダーである区内企業・スタートアップ・フリーランス・プロボノ（会社員など）・大学・金融機関などの担い手の中で、10年後の地域経済を支える層（20代～40代を想定）を中心とした異業種によるプラットフォームの構築および運営を目指すものであり、本目的を実現するには効果的な広報・SNSを用いたコミュニティ形成に関しての幅広い知識・手法や経験を有しており、具現化してきた実績の差が大きく影響する。

従って、総合的な評価により、高度で専門的なノウハウを持つ事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用する必要がある。

4 プロポーザルに参加できる者の資格

次の（１）から（５）までの要件を全て満たす法人であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- （２）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (3) 法人税、法人事業税、消費税及び都道府県民税・市町村民税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) せたがや産業創造プラットフォーム（SETAGAYA PORT）構築構築運営業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- (6) これまでに地域関係者をつなぐプラットフォームの構築・運営及びプラットフォームを活用した地域課題等に取り組むプロジェクトを実施する業務を受託した経験を有すること。

5 説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間：令和7年2月7日（金）～令和7年2月17日（月）正午（土日・祝日を除く、8時30分～17時まで）
- (2) 場所及び方法：下記10での窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/03647/22849.html>

6 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

- (1) 提出書類（すべて必須）
 - ① 参加表明書（別紙様式1「参加表明書」に準ずること）
 - ② 添付書類
 - ※（1）～（3）は提出日から起算して発行日から3か月以内の正本に限る。
 - （2）～（3）は、提出日時点で内容を満たす直近の年度の正本。
- （1）履歴事項全部証明書
- （2）納税証明書（国税 ※国税庁が発行するもの（税務署取り扱い））
 - ① 1枚目 種類：その1
 - 税目：[法人税、消費税及地方消費税]
 - 事項：[納付すべき税額、納付済額、未納税額]
 - ② 2枚目 種類：その3の3
 - ※その3の3は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明になります。
- （3）納税証明書（法人に対する地方税）
 - ・法人住民税の納税証明書
 - ・法人事業税の納税証明書

※上記2税が1枚にまとまっているもので可。

（４）法人の概要が分かる資料

（会社パンフレットなど従業員規模や業務内容等が分かるもの。）

（５）直近年度分の確定申告書類（貸借対照表、損益計算書を含む）

（２）提出期限：令和7年2月17日（月）15時まで（必着）

（３）提出方法：下記10の窓口への持参、郵送

7 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

8 提案書の提出期限、提出先及び方法

（１）提案書の部数

6部（正本1部、副本5部）

（A4判（横置き、横書き）、両面刷り、合計25ページ以内（表紙含む、カラー可）、様式自由。表紙に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、社名（正本のみ）を記載すること。）

※会社名その他提出者が容易に特定できる情報は、提案書の正本にのみ記載し、副本には一切記載しないこと。

（２）提出期限：令和7年3月6日（木）正午（必着）

（３）提出方法：下記10の窓口への持参、郵送

又はオンラインフォーム

（<https://logoform.jp/form/JqMJ/912556>）による。

※郵送の場合は、簡易書留またはレターパックなど、送達確認できるものに限る。また、郵送の未着事故については、区はその責を負わない。

9 提案書に求める内容

（１）実施体制に関する事項（2ページ以内、様式は自由）

①業務責任者の実績、経歴等

②業務従事予定者一覧（役職、同種・類似プロジェクトの実績等）

③受託事業を円滑に遂行するための、受託期間中における企画責任者、統括責任者の現場業務への関わり方（組織的バックアップ体制）

④業務従事予定者の担当事務、得意分野

⑤区との連絡体制

（２）過去における同種・類似業務の実績（2ページ以内、様式は自由）

地方自治体や民間から同種又は類似の業務を受託した際の履行内容及

び実績

(3) 本業務の実施方針等（4 ページ以内、様式は自由）

- ①本業務の履行に際して、特に重視する方針
- ②本業務を履行する上で、競合他社よりも優れていると自認するポイントとその理由
- ③想定スケジュール

(4) 業務内容に関する提案（15 ページ以内、様式は自由）

(i) せたがや産業創造プラットフォームの構築及び運営について

- ①プラットフォームへの参加企業・人材を確保する手法について
- ②キービジュアル・タイトルなどのブランディングについて
- ③区内産業及び経済状況の現状分析について
- ④プラットフォームを活用したコミュニティの形成の手法について
- ⑤特設サイトの構築、広報の手法について
- ⑥プラットフォームの構築及び運営の目標の設定について

(ii) プラットフォーム各種プロジェクトについて

- ①イベント等の企画及び実施の手法について
- ②プラットフォームへの参加企業・人材の登録を促すための仕掛け

(iii) ソーシャルマッチング事業の実施

- ①事業企画及び実現のための手法について
- ②企業、大学等と協働実施の過去の実績について

(5) 見積書（2 ページ以内、様式は自由）

- ①提案限度額の範囲で総額を見積もること。
- ②事業を運営するための経費の内訳が分かるように詳細な見積書を作成すること。

10 説明書の受領、参加表明書及び提案書の提出先など

世田谷区 経済産業部 経済課 担当：山本、栗山、斎藤

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4 階

TEL：03-3411-6653、FAX:03-3411-6635

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日・祝日を除く）

11 提案書を特定するための評価基準

(1) 実施体制に関する事項

- ・業務責任者および業務従事予定者の経歴、専門性等
- ・配置人員、役割などの事業実施体制が、円滑な業務運営を実現できるものか。想定される人員はどのような能力、スキルを持つ者を配置する予定か。
- ・区との連絡体制等

- ・本業務を行う上で、情報の取り扱いが適切であるか。
- (2) 同種・類似業務の実績
 - 地方自治体や民間から同種又は類似の業務を受託した際の履行内容及び実績の有無、年数等。
- (3) 実施方針
 - ・本業務の履行に際して、これまでの本業務及び区の産業施策を踏まえた実施方針であるか
 - ・本業務を履行する上で、競合他社よりも優れていると自認するポイントとその理由が明確であるか。
- (4) 業務内容
 - (i) せたがや産業創造プラットフォームの構築及び運営について
 - ・プラットフォームへの参加企業・人材を確保する手法が有効かつ実現性があるか
 - ・プラットフォームがキービジュアル・タイトルなどにより効果的なブランディングが計画されているか
 - ・区内産業及び経済状況の現状及び社会情勢のトレンドを認識し、整理・分析を的確に行う能力があるか
 - ・プラットフォームの活用によるコミュニティ形成能力
 - ・特設サイトの構築や広報の手法（ノベルティ含む）が効果的なものか
 - ・プラットフォームの構築及び運営にあたっての目標の適正及び実現性（世田谷区産業活性化拠点運営事業（旧池尻中学校跡地活用施設運営事業））と連携した事業の検討や事業との協力体制の構築）
 - (ii) 各種プロジェクトの実施
 - ・イベント等の企画能力及び実現の手法
 - また、その企画内容が、区内産業の現状や、社会動向を踏まえつつ、地域・社会課題の解決に資する新規性のあるもので、実現において知見のあるステークホルダーとの共創が可能であること。
 - ・プラットフォームへの参加企業・人材を確保するための効果的な事業（イベント、ワークショップ等）であるか
 - ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など
 - (iii) ソーシャルマッチング事業の実施について
 - ・本業務の企画能力及び実現の手法
 - ・企業、大学等との協働実績
 - ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- (5) 本事業の継続性について
 - ・これまでの取組を踏まえた継続性やより効果的な事業運営のための手法
- (6) 見積金額の妥当性

※詳細は別紙２「提案書を特定するための評価基準」のとおり。

12 審査方法について

本プロポーザルでは「せたがや産業創造プラットフォーム構築運営業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて、選定委員全員の審査による評価点の合計点数が最も高い事業者を候補者として選定する。

審査は、書類審査による。審査の結果、採点の合計点数が一定の基準に達する事業者がない場合は、選定事業者なしとする場合がある。また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定することがある。なお、点数が同点となった場合には、選定委員による多数決で順位を決定する。

(1) 審査期間予定

令和７年３月１０日（月）～３月１７日（月）

(2) 審査結果の通知と公表

①審査結果の通知（３月１９日（水）発送予定）

審査対象となったすべての事業者へ通知する。

②審査結果の公表

選定事業者名及び審査結果について、世田谷区ホームページに公表する。

なお、選定事業者以外（次点の事業者を含む）の名称、応募内容等は公表しない。

(3) 審査員の構成

① 経済産業部長	五十嵐 哲男
② 経済産業部経済課長	北 はやと
③ 経済産業部商業課長	高井 浩幸
④ 経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長	佐藤 智和

13 質問について

提案書作成に当たっての質問は、別紙様式３「質問書兼回答書」をもって電子メールで行う。また、回答については、公平を期するため、質問内容を取りまとめたうえで、招請通知を送った者全てに電子メールで配信する。

質問締切：令和７年２月２１日（金）１５時（必着）

回 答：令和７年２月２５日（火）

提出先：オンラインフォーム

(<https://logoform.jp/form/JqMJ/912576>) へ提出。

14 今後のスケジュール(予定)

令和7年2月 7日(金)～	説明書の交付期間
令和7年2月17日(月) 正午	
令和7年2月17日(月) 15時まで(必着)	参加表明書等の提出期限
令和7年2月18日(火)	招聘通知 [区→申請者]
令和7年2月21日(金) 15時まで	質問締切
令和7年2月25日(火)	質問回答 [区→申請者]
令和7年3月 6日(木) 正午(必着)	提案書提出期限
令和7年3月10日(月)～3月17日(月)	提案書の審査(書面)
令和7年3月19日(水)以降	審査の結果 [区→申請者]

15 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (10) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(15) 詳細は説明書による。

(16) この業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。(別紙1を参照。)